

## 新規恒久6施設ネーミングライツ導入検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 東京都は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて新たに建設した夢の島公園アーチェリー場、海の森水上競技場、カヌー・スラロームセンター、大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場、有明アリーナ及び東京アクアティクスセンター（以下「新規恒久6施設」という。）に対し、大会後の利用を見据えた収益向上策の一つとしてネーミングライツを導入する。ネーミングライツ導入に当たっては、透明性・公平性に留意しつつ、公共施設としてふさわしく、都民にも広く親しまれる名称を付与するため、基本方針及び募集要項を策定する。この基本方針及び募集要項に盛り込むべき各項目について、各分野の専門的知見を取り入れながら検討を行うため、新規恒久6施設ネーミングライツ導入検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ネーミングライツ導入に関する基本方針の内容に関すること
- (2) ネーミングライツ導入に関する募集要項の内容に関すること
- (3) ネーミングライツ導入に関する選定基準の内容に関すること
- (4) 上記の他ネーミングライツ導入に関すること

### (構成)

第3条 検討委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

2 下記に該当すると認められた者に対して、東京都オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部開設準備担当部長が委嘱する。

- (1) スポーツ施設の管理運営やスポーツビジネスに関して、知識及び経験を有する者
- (2) ネーミングライツの導入に関して、実務経験を要する者、又は調査研究実績を有する者

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- (1) 委員長は、東京都オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部開設準備担当部長とする
- (2) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する

(3) 委員長が、やむを得ない事情があり委員会を欠席する場合には、委員の互選により委員長代理を選任する

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和2年5月31日までとする

(検討委員会の開催)

第6条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 召集は、検討会開催の3日前までに書面又は電磁的方法により行う。

(充足数)

第7条 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(公開等)

第8条 検討委員会は非公開とする。

2 委員会の議事内容は公表する。ただし、公表により委員会での議論の妨げになるものや、スポンサー企業選定に支障をきたすおそれがあるものなど、委員会において非公表を決定した事項については、非公表又は一部非公表の取扱いをすることができるものとする。

(秘密保持義務)

第9条 検討委員会の委員は、本委員会の目的を達成するために知り得た情報（口頭、書面及び電子媒体の別を問わない。）を、本委員会の目的のためにのみ使用するとともに、都の書面による事前の承諾なしに、第三者に開示しないものとする。

(事務局)

第10条 検討委員会の事務局は、オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課に置く。

(謝金の支払)

第11条 検討委員会は、外部委員に対し「オリンピック・パラリンピック準備局各種意見交換会等会員謝礼基準」に準じた謝金を支払うことができるものとする。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和2年1月28日から施行する。